栃木市建設工事請負仮契約書(案)

1 工 事 名 とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事

2 工事箇所 栃木県栃木市梓町456番地32

3 工 期 栃木市議会の議決(栃木市長の専決処分を含む)の日の翌日か ら令和8年3月31日まで

4 請負金額

千 百 十 億	千 百 十	万 千 百	十 円
---------	-------	-------	-----

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金円

5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等

別紙のとおり

この契約書は、この契約の締結に係る栃木市議会の議決(栃木市長の専決処分を含む。)が あったときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすもの とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 栃木市万町9番25号

栃木市

大川 秀子

印

氏名 市長

70,1

受 注 者 住所

氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書(設計書、図面、仕様書、現場 説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守 し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を 履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89 号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事工程表(以下「工程表」という。)を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 受注者は、請負契約を変更する場合においては変更後の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

- 3 受注者は、発注者から請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 5 第1項の規定は、請負代金額が100万円未満の工事には適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りではない。
- 6 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(工事の着手)

第4条 受注者は、請負契約締結の日から7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、余裕期間を設定する工事については、この限りではない。

(契約の保証)

- 第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(定額てん補特約を付したものに限る。)
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」 という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は 第57条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければ ならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該 保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げ る保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の 規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受け たもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供し てはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を 発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 受注者は、工事の一部について下請負人を決定したときは、直ちに下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年 法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。 以下「社会保険等未加 入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約 に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。
 - (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等 未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が

その工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の 明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用 に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの 監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任した ときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承 諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。 この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。)

また、同条第3項本文に該当する場合は専任の技術者とする。

ただし、当該工事が同条第5項の工事にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付 を受けた専任の監理技術者とする。

(3) 監理技術者補佐(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書きに 規定する者をいう。以下同じ。)

- (4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自 ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけ ればならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告 しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第13条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質 が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料に ついては、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第15条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事について は、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該 請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、 その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本 検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。こ の場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを 証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受け た日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の 整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第16条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければなら

ない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発 注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡すものとする。この場合において、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該支給材料又は貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品 名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において

- は、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意 見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した 場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することが できる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したと きは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は 人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見 したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が 立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認めら

れるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、 設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められる ときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を 負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者 に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると 認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現 場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一 時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担 しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第23条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注 者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、 その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第24条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を 受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第25条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する ものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第23条の場合にあっては、発 注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受け た日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定 め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する ものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の 日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができ る。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発 注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第27条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)

と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に 相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超 える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、 請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負 代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は 受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者 に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日 又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日 を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して 臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる 部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事 の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害

を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第61条第1項の 規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき 事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第61条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤 沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負 担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の 注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発 注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該 基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入 済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後 直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注 者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第61条第1項の規定により付 された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況 を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発 注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算 定する。
- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第32条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条から第29条まで、前条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第33条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡し を申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の 支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、 当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、第1項から第2項まで、第4項から第6項までの規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負 代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第35条 発注者は、第33条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的 物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者 に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第36条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払 金を支払わなければならない。
- 3 受注者は第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額及び中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、3分の2)を超えるときは、受注者は、発注者の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、発注者はその支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況 からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還 すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整 わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第56条、第57条及び第62条において同じ。)で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第37条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金及び中間前払金に追加してさらに前払金及び中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を 変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額及び中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、 発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外

の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第39条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び 製造工場等にある工場製品(第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっ ては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の 対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額に ついて、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただ し、この請求は工期中 回を超えることはできない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、 発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内 に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額

× (9/10-(前払金額+中間前払金額)/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第40条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第33条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第34条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第34条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する

請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により 準用される第34条第1項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注 者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額

× (1-(前払金額+中間前払金額)/請負代金額)

(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)

- 第41条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び出来高予定額は、発注者と受注者との間で締結する「栃木市建設工事請負契約に基づく協定書」によるものとする。
- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額 を変更することができる。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

- 第42条 債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払については、第36条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計 図書に定められているときには、同項の規定により準用される第36条第1項及び第3項の 規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求 することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分(円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高 予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第36条第1項の規定にかかわら ず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度 の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高 予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金 の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第3項の規定を準用す

(債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則)

- 第43条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10

- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
- {請負代金相当額- (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額) }
- × (当該会計年度前払金額+当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	口
年度	口
年度	口

(第三者による代理受領)

- 第44条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出 する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該 第三者に対して第34条(第40条において準用する場合を含む。)又は第39条の規定に基 づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第45条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条において準用される第34条 の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず 支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合 においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると 認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現 場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一 時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担 しなければならない。

(契約不適合責任)

第46条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

(発注者の任意解除権)

- 第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第49条又は第51条の規定による ほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (4) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
 - (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する ことができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

なければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないで その時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第53条又は第54条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条及び次条において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下こ の号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると き。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアから才まで のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契 約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者 に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第51条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条の規定

- により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)。
- (2)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)。
- (3) 受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第52条 削除

(受注者の催告による解除権)

第53条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第54条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第55条 第53条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第56条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができ

る。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第36条(第42条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第39条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条、第49条、第51条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条、第53条又は第54条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、 第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しな ければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失 若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているとき は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ ばならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当 該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故 意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又 は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第48条、第49条、第51条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第47条、第53条又は第54条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注 者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害 の賠償を請求することができる。
 - (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第48条、第49条又は第51条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第48条、第49条又は第51条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを 受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅 延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務 大臣が決定する率で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合(第49条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第58条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の 賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会

通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第53条又は第54条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第34条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第59条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第33条第5項又は第6項(第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が 検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただ し、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡し を受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及 び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受 注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方 法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合 に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることが できる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条 第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進 等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は

雨水の浸入に影響のないものを除く。) について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指 図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をするこ とができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを 通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予定)

- 第60条 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの 契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額(請負代金額 の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を賠償金として 支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3)納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第96条の6又は 独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者 は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することがで きる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯 して前項の額を発注者に支払わなければならない。

(火災保険等)

- 第61条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。) 等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したとき は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第62条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に 支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで政府 契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規 定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならな い。
- 2 発注者は、発注者の支払うべき請負代金の支払いの日までに、受注者の支払わなければならない額が支払われていない場合には、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 3 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第63条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第64条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により

紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第65条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

建設工事請負契約書の約款は、栃木市が用いる建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)と次の補則から構成されるものとする。

補則

(趣旨)

第1条 この補則は、約款について必要な事項を補うものとする。

(用語の定義)

第2条 この補則において用いる用語の定義は、約款及び入札説明書で用いる用語の例によるものとする。

(約款の適用)

- 第3条 建設工事請負契約(以下「本契約」という。)における約款の適用については、約款第1条から約款第65条及び補則第1条から第13条までの規定を適用するものとする。
- 2 前項の場合において、約款第1条第1項中「設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)」とあるのは、「要求水準書等(入札説明書、要求水準書、質疑回答書及び提案書(添付図書を含む。))をいう。

(設計)

- 第4条 受注者は、本契約の締結後、直ちに、本事業に係る設計(以下「本設計」という。) を開始するものとする。
- 2 受注者は、法令を遵守の上、次の各号の定めに従って本設計を実施するものとする。
 - (1) 受注者は、約款第3条第1項に定義する工事工程表において定められた提出期限までに、要求水準書等に基づき、設計・施工業務の実施設計図書を作成した上、発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。発注者は、当該実施設計図書の受領後相当の期間内において、受注者に対し、当該実施設計図書の内容を承諾した旨を通知する。
 - (2) 発注者は、当該実施設計図書が、要求水準書等に適合していないと判断した場合、 当該実施設計図書の受領後、当該判断に合理的に必要な日数内に、受注者に対して、 当該判断をした箇所及び理由を示した上、受注者の費用負担において、その修正を求 めることができ、受注者はこれに従うものとし、その後も同様とする。
 - (3) 発注者は、第1号に定める承諾を理由として設計・施工業務等の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、第1号に定める発注者の承諾をもって、約款第62条及び約款第63条の責任を免れることはできない。
- 3 受注者は、定期的に又は発注者の請求がある場合には随時、本設計の進捗状況に関して 発注者に報告するとともに、必要があるときは、本設計の内容について発注者と協議する ものとする。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 発注者が募集に関して又は本契約に基づいて受注者に対して提供した情報、書類、 図面等に関する著作権(発注者に権利が帰属しないものを除き、著作者の人格権は含む。) は、発注者に属する。
- 2 実施設計図書及び工事目的物が著作物(著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物を示す。以下「著作物」という。)に該当するか否かにかかわらず、実施設計図書及び工事目的物を、発注者は、裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。受注者は、実施設計図書及び工事目的物につき、次の各号に定める発注者の利用が可能となるよう必要な措置を講じなければならず、かつ自ら又は著作権者(発注者を除く。以下同じ。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく実施設計図書の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 実施設計図書又は工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、発注者又は発注者が委託する第三者をして実施設計図書について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 実施設計図書及び工事目的物の内容を公表すること。
 - (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 実施設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、実施設計図書及び工事目的物に係る著作者の権利 につき第三者に対して譲渡その他の処分をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじ め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、実施設計図書及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。受注者は、実施設計図書又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合、自らの責任及び費用負担により当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。
- 6 発注者は、受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム(著作権法第 10 条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)を利用することができる。

7 受注者は、請負代金が、本条に基づく実施設計図書及び工事目的物の利用権の付与及び その他の権限の発注者による取得の対価を含むものであることを確認する。

(地元関係者との交渉等)

- 第6条 本施設の設置における地元関係者との交渉等(反対運動や訴訟に対する対応も含む。)は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 受注者が履行する設計・施工業務に起因して地元関係者への対応が生じた場合,受注者 が行うものとする。

(地域経済への貢献)

第7条 受注者は、要求水準書等に従い、地元での雇用に配慮するとともに、業務に必要な 資材等についても市内業者の中から調達するよう努めなければならない。

(許認可及び届出等)

- 第8条 発注者が申請元として必要となる、設計・施工業務等に関する許認可の取得又は届 出の実施及びその他の手続きについて、発注者が受注者に対して協力を求めた場合には、 受注者は必要な資料の提出等について協力するものとする。
- 2 前項の場合を除き、受注者は、設計・施工業務等を遂行するために必要となる許認可の 取得又は届出の実施及びその他の手続きを、自己の責任及び費用負担において完了するも のとする。受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを 発注者に提出するものとする。

(業務実施状況の施工監理)

- 第9条 発注者は、随時、設計・施工業務等の遂行状況等について、施工監理を行うことができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して、本契約の規 定による監督又は検査をさせることができる。その場合において、発注者は、委託事項及 び委託を受けた者の氏名を、書面をもって受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に基づく施工監理の結果、本契約に規定する事項が達成されていない、又は達成されないおそれがあることが判明したときは、受注者に対して、90 日を超えない範囲で猶予期間を与えて、改善を指示することができる。
- 4 受注者は、発注者から改善等の指示を受けた場合は、自らの責任と費用によって、改善等を行わなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の規定に基づく改善を達成できないときには、再度改善の指示 を行う。

6 前3項に基づき発注者が改善を指示したにもかかわらず、受注者がこれに従わず、又は 実施できないと認められる場合は、約款第48条第1項第6号の規定に該当する事由がある とみなす。

(法令の変更)

- 第 10 条 法令の変更により、損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、本契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更により、本契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備のために追加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他の必要な事項について、協議するものとする。
- 2 法令変更が生じた日から 60 日以内に前項の協議が整わない場合には、発注者は、受注者に対して、当該法令変更に対する対応を合理的な範囲で指示することができる。受注者は、当該指示に従い、設計・施工業務を継続するものとする。この場合における損害、損失又は追加費用の負担は、当該法令変更が工事等に直接関係するものである場合(工事等に直接関係する税制度の新設・変更を含む。)には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は、受注者の負担とする。
- 3 法令変更により、実施設計図書の変更が可能となり、かつ当該変更によって請負代金の 減額が可能な場合、発注者及び受注者は、協議により実施設計図書について必要な変更を 行い、請負代金を減額するものとする。

(試運転)

- 第 11 条 受注者は、設計・施工業務等が完了したときには、速やかにその旨を発注者に通知 し、要求水準書等に定めるところ及び発注者と受注者との協議の上あらかじめ作成した試 運転実施要領書に従い、約款第 33 条に定める検査を行う前までに本施設の試運転を実施す る。
- 2 試運転実施要領書による本施設の試運転に係る業務は、受注者が自らの責任及び費用で 実施する。また受注者は、運営事業者と協力して試運転に係る業務を実施しなければなら ない。
- 3 発注者は、その費用と責任において、試運転に必要な処理対象物の搬入、処理不適物の 搬出及び処分並びに試運転によって発生する本施設から排出される焼却残渣の搬出及び処 分を行う。
- 4 受注者は、試運転期間中の本施設の運転記録(当日の運転実績及び翌日の運転予定に関する記載を含む。)を作成し、毎日発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、試運転において支障が生じた場合には、発注者の指示に従う。

- 6 受注者は、試運転の結果を踏まえ、本施設の調整又は点検が必要であると認めた場合に は、発注者の立会いの下、当該調整又は点検を行う。
- 7 受注者は、試運転の結果を踏まえ本施設の補修が必要であると認めた場合には、受注者 の費用と責任において、補修を行わなければならない。
- 8 受注者は、前項の補修を行うにあたっては、あらかじめその原因及び補修内容を発注者に報告し、補修実施要領書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

(秘密保持)

- 第 12 条 発注者及び受注者は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報 (以下「秘密情報」という。)を責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的でかかる 秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事 前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公 知となった情報
 - (4) 発注者及び受注者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により 合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要する ことなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができ る。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査 等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開 示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者が守秘義務契約を締結した本事業のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 受注者は、本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から

受注者が作成又は取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の適切な管理のために、 次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾のあるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 工事等が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 工事等に従事する者に対し、工事等に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に対して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は 第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

[以下、余白]

仲 裁 合 意 書

工事名

工事箇所

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会 管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法 第25条の9号第1項又は第2項に定める建設工 事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者

受 注 者

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねること を約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときな当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、 仲裁法の規定が適用される。

別 紙(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体の方法

Τ.		70 473 11		
	工	工程	作業内容	分別解体等の方法
	程	①造成等	造成等の工事	□手作業
	کے		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	の Æ	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	□手作業
	業		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	内灾	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工	□手作業
	及		事	□手作業・機械作業の併用
	程ごとの作業内容及び解体方法		□有 □無	
	体	④屋根	屋根の工事	□手作業
	方法		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	124	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	□手作業
			□有 □無	□手作業・機械作業の併用
		⑥その他	その他の工事	□手作業
		()	□有 □無	□手作業・機械作業の併用
2 解体工事に要する費用		-	千円	
	(受注者の見積金額)		
3	再	資源化等をするための施	設の名称及び所在地	裏面のとおり
4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用			源化等に要する費用 _	千円
(受注者の見積金額)				

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

^{*} 受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)